

岐阜市立女子短期大学学位規程

制定 平成 17 年 10 月 26 日

改正 平成 21 年 4 月 1 日

改正 平成 31 年 1 月 30 日

(目的)

第 1 条 この規程は、学位規則（昭和 28 年文部省令第 9 号）第 13 条及び岐阜市立女子短期大学学則（以下「学則」という。）第 32 条に基づき、岐阜市立女子短期大学（以下「本学」という。）において授与する学位について必要な事項を定めるものとする。

(付記する専攻分野)

第 2 条 本学において授与する学位は短期大学士とし、付記する専攻分野の名称は次のとおりとする。

英語英文学、国際文化学、食物栄養学、生活デザイン学

(学位授与の要件)

第 3 条 短期大学士の学位は、学則第 32 条の規定に基づき、本学を卒業した者に授与する。

(学位の授与)

第 4 条 教授会は、卒業を認定したときは、その結果を文書により学長に報告しなければならない。

2 学長は、前項の規定に基づき、学位を授与し、学位記（様式 1）を交付するものとする。

(学位の名称)

第 5 条 本学の学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「岐阜市立女子短期大学」と付記するものとする。

(学位の取り消し)

第 6 条 学長は、学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、教授会の議を経て当該学位を取り消すことができる。

2 学長は、前項の規程に基づき当該学位を取り消したときは、学位を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

附 則

この規程は、平成 17 年 10 月 26 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 1 月 30 日から施行する。